

令和元年 8 月 3 0 日

## 事業者募集に関する質問回答書

案件名 三芳町清掃工場等跡地有効利用事業の事業者の募集

質 問 内 容	回 答
浄化槽を設置した場合に、浄化槽から出る水の取り合い位置は用地内のどの地点になりますか。	埼玉県浄化槽設置指導要綱（平成 21 年 1 月 1 日施行）及び三芳町開発行為等指導要綱（平成 22 年 4 月 1 日）に基づき、ご質問の放流先は用地北側の雨水排水管または用地東側の町道に敷設されている町の雨水管を使用してください（接続箇所は本回答添付資料をご参照ください）。放流先までの用地内における配管については任意としますが、接続方法については上下水道課の指導のもと行ってください。なお、浄化槽の設置にあたっては三芳町浄化槽設置指導要綱（平成 21 年 3 月 31 日告示）に基づき行ってください。
1 日 5 0 トンから 1 0 0 トンの水(浄化槽を通さない)も放流します。その場合の排水口の取り合い位置は用地内のどの地点になりますか。	排水については下水道の排水基準に適合するように適切な処理を行ってください。取り合いの位置については別紙 4、雨水排水管及び町の雨水管との接続出口をご参照ください。この位置を動かすことは出来ません。また、大量に放流する場合は、流量の調整が必要となる可能性があることから、上下水道課の指導のもと行ってください。